

## 新鹿島市民会館（仮称）建設工事に係る設計候補者選考の基本方針

### 1 趣旨

建築物の設計を行うために大切なことは、設計者の能力や経験などの資質と考えられます。具体的には、設計者や設計組織のもつ創造性や高度な技術力、経験に基づき蓄積されたノウハウが発注者の建築物に求める性能・品質を確保する上で非常に重要になります。そこで、新たな鹿島市民会館が市民共有の資産として相応しい文化施設となるように、設計金額の多寡によってのみ選考するのではなく、環境に配慮した内容等を含む技術提案を求め、総合的に勘案して質の高い建築設計を実現するための、設計候補者を選考する際の基本的な考え方を定めることとします。

### 2 設計候補者の選考方法

設計候補者の選考方法としては、①競争入札方式、②技術提案書競技方式（以下、プロポーザル方式）、③設計競技方式（以下、コンペ方式）の3つの方式が考えられます。

- (1) 競争入札方式は、価格のみで設計者を選考するため、設計候補者の技術力や取組み体制等の把握が難しいと判断します。
- (2) プロポーザル方式は、会社の体制や事業実績、技術力等を総合的に判断し「設計者」を選考する方法です。設計候補者選考の透明性、公平性について説明責任を果たす必要があります。
- (3) コンペ方式は、最も優れた「設計案（完成形）」を選ぶため、基本的にその後の変更はできないことから、発注者側の意見の反映等が難しいと考えられます。

### 3 プロポーザル方式の採用

新しい市民会館の建設は、市民の関心が高く期待も大きい事業であるため、市民、市議会、鹿島市及び設計者等が協働して進めることが必要と考えています。そのため、設計候補者の選考においては技術力、経験、取組み体制など幅広い判断基準から「設計者」を見極めることができ、初期の段階から市と設計者が十分な協議を行い、様々な意見や要望を反映しながら設計を進めることができる「プロポーザル方式」が設計候補者の選考に適切であると考えます。

### 4 選考委員会

- (1) 鹿島市は中立かつ公正な審査において、設計候補者の選考を行うことを目的として新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考委員会を設置します。選考委員の構成は、学識経験者、佐賀県職員、鹿島市職員、その他市長が適当と認

める者のうちから5人以上とします。

(2) 選考は第一次及び第二次選考の2段階方式で行います。

## 5 スケジュール

	項目	日程(案)
一次選考	プロポーザル開始公告	平成30年7月～8月初め
	参加表明書・第一次選考提出書類に関する質問書の受付け期限	平成30年8月上旬
	参加表明書・第一次選考提出書類に関する質問書に対する回答	平成30年8月上旬
	参加表明書・第一次選考提出書類の提出期限	平成30年8月中旬
	選考結果の通知(第一次選考)	平成30年8月下旬
二次選考	技術提案書等に関する質問書の受付け期限	平成30年9月上旬
	技術提案書等に関する質問書に対する回答	平成30年9月上旬
	技術提案書等の提出期限	平成30年10月上旬
	ヒアリング・プレゼン	平成30年10月中旬
	選考結果の通知(第二次選考)	平成30年10月下旬
	契約	平成30年10月～11月

## 6 費用負担

本プロポーザルの応募に係る費用はすべて、応募者側の負担とします。

## 7 主な参加資格

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者としてします。
- (2) 500席以上の客席を有するホールの基本設計及び実施設計業務について、平成10年4月1日から公告日までの間に設計業務の履行が完了した実績を有する者としてします。